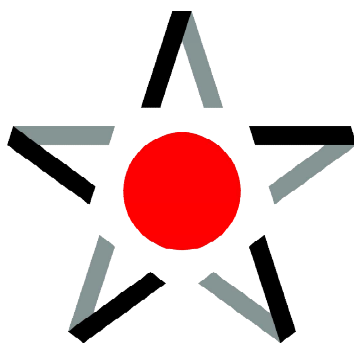


令和8年度
旭川市給付型奨学金
申込みのご案内（高校1年生用）

～高校等に通学するお子さんを養育する保護者等に

修学に必要な資金の一部を給付する返還不要の奨学金制度です～



ASAHIKAWA
CITY

・ ・ 受付期間 ・ ・

令和8年7月1日（水）

～令和8年8月31日（月）

土日休日を除く

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階

こども・女性・若者未来部 子育て助成課（奨学金担当）

電話 25-9107（直通）

令和8年度 給付型奨学金（高校）募集要項

1 応募資格等

(1) 支給対象者

生徒等の生計を維持している保護者等（旭川市民）

(2) 対象生徒（申請年度の末日時点で18歳以下であること。）

今年度に旭川市内及び近隣8町（※）に所在する高等学校等に入学した
高校1年生（定時制及び通信制課程を含む）で、7月1日現在も在学していること

※上川郡鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

※通信制高校については、所在地を問わない（全国どこの通信制高校でも可）。

(3) 支給要件（市道民税所得割額が非課税の方は対象となりません。）

次の全てを満たしていること

①保護者等の令和8年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の合計が100円以上85,500円未満の世帯であること

※保護者が2人の場合は合算

②令和8年7月1日を基準日として、次の要件を満たすこと

ア 生徒等は、令和8年1月1日において、本市に住所を有していること

イ 保護者等は、令和8年1月1日から基準日までの間、継続して本市に住所を有していること

ウ 保護者等は、生活保護上の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していないこと

エ 保護者等は、旭川市奨学金・入学仕度金の返還に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

③保護者等は、本市の市税に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

①「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

市民税	6月分	納
道民税	7月分	
市民税	8月分	付
道民税	9月分	
市民税	10月分	
道民税	11月分	
市民税	12月分	
道民税	5月分	

市民税・道民税の④の合計

②「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」

▼所得金額等	▼所得控除額	▼扶養親族該当区分	▼本人該当区分
給与収入 公的年金等収入		扶養 非扶養 その他	本人 配偶者 同居 学生
合計所得金額	控除合計	税額控除前所得額	
繰上納付額		市民税額・道民税額の合計	
取得控除額等		所得割額 均等割額	
		森林環境税額 減免額・免除額	
		年税額（住民税及び森林環境税の額）	
		給与・公的年金等からの特別徴収税額	
		形行普通徴収税額（本年度納めていただく額）	
		控除不足額 （うち滞付額）	

通知書は、紙又は電子データで配布されます。

○年収目安

約270万円

約380万円

市・道民税の所得割額非課税

税額控除前所得割額の合計が100円以上85,500円未満

<旭川市の給付制度の対象>

2 支給金額

国公立	60,000 円
私立	70,000 円
通信制課程	30,000 円

} 定時制課程を含む

※一括で指定口座へ振り込みます

3 受付期間

令和8年7月1日（水）～ 令和8年8月31日（月）（土日休日を除く）

受付時間：午前8時45分～ 午後5時15分

4 申し込み方法

必要書類を子育て助成課（子1番窓口）へご持参いただくか郵送してください。

（〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階）

※郵送の場合、受付期間内の消印日有効。ただし、書類に不備があれば受理できない場合もあります。

5 提出書類（（1）（2）の書類については市ホームページから印刷していただくか子育て助成課窓口で配付しております（6月中旬頃からの予定。）

（1）給付型奨学金支給申請書

「申請者」及び「申請者以外の保護者等」の署名欄は、必ず本人が自署してください。

※支給要件を申請時に確認するため、税額控除前の所得割額が確認できる書類をご持参ください。（郵送の場合は書類のコピー等を添付してください。）

※電話番号は、日中連絡が取れやすい番号（携帯電話等）を記入してください。

（2）口座振替依頼書

給付型奨学金をお振込する口座の届出書です。申請者の口座をご記入ください。

（3）在学証明書

生徒等が在学している高校等で交付を受けてください。（7月1日以降の日付のもの）

（4）納税証明書（市税の滞納のないこと）※有料です。

申請日又はその直前に税制課（総合庁舎3階税2番窓口）又は各支所で取得してください。収入の有無問わず保護者全員分必要です。窓口で「完納証明」とお伝えください。

【市外に在住されている方がいる場合】

a. 住民票

b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類（令和8年度分）

保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいる場合や、生徒等のみ市外に居住して市内および近隣8町の高校に通っている場合は「a. 住民票」が必要です。

また、保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいて、なおかつ市外で市道民税等が課税されている場合は「b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類」が必要です。勤務先から渡される「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（※①）または市町村から送付される「市民税・道民税・森林環境税課税明細書（2）」（※②）の写しを添付してください。

※①②については、お住まいの市町村によって名称が異なる場合があります。

6 奨学生の選考について

支給要件を満たした申請が予算の範囲を超える場合、旭川市奨学生支給条例施行規則第4条第1項の規定により、所得割額（税額控除前）の合計が少ない順に支給対象者を決定します。

7 個人情報等の取扱いについて

給付型奨学金の支給決定のため、住民登録資料、税務資料等について、関係機関へ調査、照会又は閲覧を行います。

ただし、本調査等で得た情報は、給付型奨学金申請に係ること以外に使用いたしません。

8 申請後の手続きについて

審査の経過によっては、追加資料の提出のお願いや、お電話でいくつか確認させていただくことがあります。

支給の可否及び支給予定日については、審査後に文書でお知らせします。

9 支給決定の取り消しについて

本申請について、偽りその他不正な手段により、給付型奨学金の支給の決定を受けたことが判明した場合は、その決定を取り消すことがあります。

取り消しとなった場合は、支給された奨学金を一括で返還していただきます。

～ ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください ～

旭川市子ども・女性・若者未来部

子育て助成課（奨学金担当）

25-9107（直通）

